

日連14第222号  
(総2第19号)  
平成14年6月3日

税制審議会  
会長 金子 宏 殿

日本税理士会連合会  
会長 森 金次郎

## 諮 問

貴審議会に下記の事項を諮問します。

### 記

#### 一、高齢化社会における所得課税と資産課税のあり方について

##### (諮問の趣旨)

わが国の人口構成は急速に高齢化に向かっており、65歳以上の高齢者が全人口に占める割合は現在5.4人に1人ですが、50年後には2.8人に1人の割合になると予測されています。

このような状況下においては、少子化の進行とも相まって、主要な税源である所得や資産が相対的に高齢者層に大幅にシフトしており、人口動態から見ると、その傾向がますます強まるものと推測されます。

このため、高齢者に対する所得課税や資産課税のあり方は、わが国の税制を構築する上で重要な課題であると考えられます。この点に関し現行税制では、例えば公的年金について、国民年金や厚生年金の保険料が拠出段階で所得控除されるとともに、給付段階では公的年金等控除や老年者控除等により事実上非課税とされていることに批判的な意見もみられ、さらに高齢者であるからといって経済的弱者であるとは限らないといった意見もみられます。

また、資産課税のうち相続税や贈与税については、相続や贈与による資産移転の経済的効果や世代間における有効な資源配分という観点から、課税ベースや税率水準等を適切に設定する必要があるほか、現行の課税体系が社会情勢に相応しているか否かも検証し、相当な見直しが必要であると考えられます。

そこで、高齢化社会における税制について、社会保障制度との関係や世代間の負担の公平という観点から、そのあり方を総合的に検討していただきたく、貴審議会にお願いすることとしたものです。